

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年5月24日
【会社名】	株式会社ポイント
【英訳名】	POINT INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 福田 三千男
【本店の所在の場所】	茨城県水戸市泉町三丁目1番27号
【電話番号】	(029)231-1101
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 杉谷 仁司
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番2号（東京本部）
【電話番号】	(03)6895-6011（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員総務部長 杉谷 仁司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【提出理由】

平成25年5月23日開催の当社第63回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年5月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 吸収分割契約承認の件

当社は平成25年9月1日を効力発生日として、当社グループの経営管理事業を除く一切の事業を、当社の100%子会社である株式会社ポイントへ吸収分割し、持株会社制へ移行することとなります。

第2号議案 株式交換契約承認の件

株式会社トリニティアーツは平成25年9月1日を効力発生日として、当社の100%子会社となります。

第3号議案 定款一部変更の件

変更点は次のとおりであり、それぞれ平成25年9月1日付で効力が生じるものといたします。

- ・商号：「株式会社アダストリアホールディングス」に変更いたします。
- ・事業目的：子会社の事業活動を管理することを目的とした内容に変更いたします。
- ・単元株式数：10株から100株へ変更いたします。

第4号議案 取締役13名選任の件

取締役として、福田三千男、遠藤洋一、久保木大世、五十嵐俊弘、櫻井健一、時松克治、浅井英成、加藤章、宮本英範、木村治、倉重英樹、松井忠三、阿久津聡の各氏が選任されました。

なお、久保木大世、五十嵐俊弘、櫻井健一、時松克治、浅井英成、加藤章の6氏は、平成25年8月31日に辞任により退任し、宮本英範、木村治、倉重英樹、松井忠三、阿久津聡の5氏は、平成25年9月1日に就任する予定であります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

社外取締役分の上限を、年額25百万円以内から年額50百万円以内に増額いたします。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成	反対	棄権	決議の結果	
				賛成比率	可否
第1号議案	1,711,253個	173,261個	0個	90.80%	可決
第2号議案	1,689,702個	194,812個	0個	89.66%	可決
第3号議案	1,711,726個	172,787個	0個	90.83%	可決
第4号議案					
福田 三千男	1,841,551個	42,963個	0個	97.72%	可決
遠藤 洋一	1,874,606個	9,908個	0個	99.47%	可決
久保木 大世	1,874,485個	10,029個	0個	99.46%	可決
五十嵐 俊弘	1,874,609個	9,905個	0個	99.47%	可決
櫻井 健一	1,874,609個	9,905個	0個	99.47%	可決
時松 克治	1,874,384個	10,130個	0個	99.46%	可決
浅井 英成	1,874,546個	9,968個	0個	99.47%	可決

加藤章	1,874,424個	10,090個	0個	99.46%	可決
宮本英範	1,760,074個	124,439個	0個	93.39%	可決
木村治	1,760,073個	124,440個	0個	93.39%	可決
倉重英樹	1,759,936個	124,577個	0個	93.38%	可決
松井忠三	1,760,013個	124,500個	0個	93.39%	可決
阿久津聡	1,761,499個	123,014個	0個	93.47%	可決
第5号議案	1,703,404個	181,110個	0個	90.38%	可決

(注) 1. 第1号議案、第2号議案および第3号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。

2. 第4号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

3. 第5号議案が可決されるための要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

4. 上記の表の賛成、反対および棄権個数は、本総会前日までの議決権行使書面またはインターネットによる事前行使分および当日出席した株主の議決権行使の賛否が確認できたものを集計したものであります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計しておりません。

以上